平成25年度歯科保健推進協議会議事録要旨

開催日時 平成25年8月27日(火) 15:00~17:00

場 所 熊本市役所 議会棟2階 予算決算委員会室

出席委員 16名(敬称略)

宮本格尚、渡辺猛士、古閑進、岩本幸代、井手博美、逢坂佐恵子、西堀拓也、太田和俊、 古川豊、西惠美、家入淳、立石久美子、柿内美芝、土屋裕子、小山りつ子、徳山理恵 市側出席者 健康福祉子ども局長、次長、健康福祉政策課、健康づくり推進課、子ども支援課、保育幼 稚園課、子ども発達支援センター、国保年金課、高齢介護福祉課、障がい保健福祉課、

傍聴者 1名

- 次 第 1 開会
 - 2 委嘱状交付
 - 3 会長選出
 - 4 会長挨拶 会長 宮本 格尚
 - 5 議題
 - (1) 第3次熊本市歯科保健基本計画について
 - (2) 熊本市歯科保健実施状況について

健康教育課、生涯学習推進課、各区保健子ども課

- (3) フッ化物洗口普及モデル事業の実施状況について
- (4) 障がい児(者)への歯科口腔保健等の取り組み状況について
- (5) 熊本市歯科保健協議会における検討委員会の設置について
- (6) その他

6 閉会

配 布

資料1 第3次熊本市歯科保健基本計画について

資料2 熊本市歯科保健実施状況

資料3 フッ化物洗口普及モデル事業の実施状況について

資料4 障がい児(者)への歯科口腔保健等の取り組み状況等について

資料5 熊本市歯科保健推進協議会における検討委員会の設置について(案)

参考資料1 第3次熊本市歯科保健基本計画

参考資料2 第3次熊本市歯科保健基本計画 歯科概要版

参考資料3 歯科保健推進協議会運営要綱

参考資料4 歯科保健推進協議会における検討委員会運営要領

【会長選出】

「熊本市歯科保健推進協議会運営要綱」第5条第1項の規定に基づき、委員の互選により会長に宮本格尚委員が選任され、宮本会長より副会長に篠原正徳委員が指名された。

【議事進行】会長 宮本 格尚

<事務局>

議題1、議題2 資料説明

<宮本会長>

議題1及び議題2についての事務局からの説明に対し、委員の皆様からご意見・ご質問はないか。 私の方から記載内容について確認させていただくが、岩本委員、平成 24 年度にまちの保健室という ものをされているがその中で歯科相談に関してどのような内容があったか、具体的に教えていただきた い。

<岩本委員>

まちの保健室そのものは県内 13 ヶ所で行っている。来ていただくのはご高齢の方や、実際に介護を されている方が多く、様々な相談をされている。その中で歯磨きの重要性などを率先して啓発している。

<宮本会長>

13ヶ所というのは具体的にどのような箇所でおこなっているのか。

<岩本委員>

一番近くは、鶴屋デパートで行っている。支部が12ヶ所あって市内は東・西・南地区と鹿本植木や天草、阿蘇地区など熊本県全域にわたる支部で活動している。

<宮本会長>

歯科の具体的な内容も聞かれると思うが、どういう対応をされているのか。

<岩本委員>

自分たちの持っている知識の中で返答をするというのが現状だが、まちの保健室におられる看護師等に対しては、看護協会が専門職の教育育成として年に一回口腔ケアの研修会を行っている。150名ほどが参加し、実際に口腔ケアのアセスメントから、障がいのある方に対しての対応など様々なケースを実践しており、具体的な内容で研修会を行っている。

<宮本会長>

土屋委員にお尋ねしたい。歯と口腔の健康づくりの情報を発信されているということだが、具体的にはどのような活動の中で取り組まれているのかを提示できればお願いしたい。

< 土屋委員>

私たち推進員は、行政が幼稚園や保育園、小中学校で実施する健康教育や子育てサークル等での様々な機会を通じて活動を行っている。また、地域での高齢者への支援も行っており、口腔機能向上のために唾液をたくさん出せるような体操を実践している。それぞれのライフステージに応じた活動を、行政と推進員が協力しながら実施する場合と推進員が主となって実施する場合がある。私たち推進員も研修や指導を受けながら知識や技能を身につけて、これからも8020運動の推進を図っていきたいと考え

ている。

<宮本会長>

行政の方にお尋ねするが、乳幼児期のピカピカカミカミ教室というのは早期のむし歯予防推進を図る ために対象年齢の引き下げを行ったということだが、どのような内容の教室を行っているのか、またその 効果についてどのように考えておられるのか具体的に説明をお願いしたい。

<事務局>

ピカピカカミカミ教室は従来1歳6か月児健診のフォロー教室として開催していたが、1歳6か月のむし歯が多いことから平成24年度からは、年齢を前倒しして1歳~1歳5か月児に対象を見直し、実施している。この教室では、むし歯予防、歯磨きの必要性や栄養士から食事に関すること等の説明を行なっている。

<宮本会長>

3名の委員に平成24年度の活動内容の説明をしていただいたが、それに対しての質問等はないか。 次に平成25年度の予定に関して少しお尋ねしたい。西委員、障がいのある方とその家族向けの歯科に 関する研修会を開催予定とあるがどのような内容の研修会をされる予定かを教えていただきたい。

<西委員>

内容については、現在検討中である。

歯科保健基本計画ではライフステージごとに取り組み施策が掲げられているが、障がいのある人は全てのステージに該当するので、もっと障がい児(者)の歯科保健の推進を進めていただきたいと考えている。学童期は学校などで歯科健診が行われているので安心だが、私が感じたのは、施設に入所すると学童期同様に必ず健診はあるものの、通所になると健診がなくなることがショックだった。障がいのある方は歯の痛みを相手に伝えることが難しいために、本当に悪くなってから叫んだり、頬を押さえているのでとりあえず歯科医院に行ってみると大変な状況になっていたりする。歯科の予防に関しては、もっと早く健診をする必要がある。家庭でも学校を卒業すると、痛がらないからいいなどの理由で、治療を先延ばしにし、後で困ることもある。歯科保健推進協議会委員のみなさんや歯科衛生士さんの協力を得ながら、親や本人を対象とした出前講座等を行い、歯科予防の大切さなどについて推進したいと思っている。

<宮本会長>

大事なところだと思うがこれに関して行政としてはどう考えているか。

<事務局>

今、西委員の方からあったように障がいのある方のお口の健康は大事なことだと認識している。このあ との議題のなかで説明するが、障がい児(者)の歯科診療の環境整備ということで歯科医師会の先生方 と連携しながらご理解を深めるような場を設けていきたい。なお、現状では障がい者の入所施設等への 出前講座という形で歯科口腔保健について区役所の方から出向いて情報提供をさせていただいている。 今、話のあった具体的な取り組みに関して、行政として支援させていただける分には積極的に取り組ん で行きたいと思っている。

歯科医師会の方から渡辺委員意見をお願いしたい。

<渡辺委員>

障がい児・障がい者の治療というのは一人一人非常に異なっていて具体的には、まずは直接歯科医に相談していただき状況を説明していただくというのが一番である。予防に関しては、通所施設に行かれる方は歯科医院に通われるのはそう難しいことでは無いと思われるので、是非、歯科医院で予防処置を受けていただきたい。なお、通所施設に通われている方を週1回フォローアップしながら予防処置を続けているケースもあるし、入所になられた方にお近くの歯科医院を紹介したケースもある。個人に応じた治療をするためには、個別にご相談いただくのが一番だと思う。

<宮本会長>

逢坂委員から質問はないか。

<逢坂委員>

熊本県歯科衛生士会としては、障がい者施設等を訪問して治療をするとかいうような事は残念ながら 行っていない。しかし高齢者や障がい者になった方へのアプローチについては研修会等を地区ごとに 行っている。

<宮本会長>

柿内委員の方からお尋ねしたい。高齢者対象の出前講座で歯磨きの重要性について啓発を行うと 書いてあるが、どのような場所や対象者に出前講座を実施されるのか説明をお願いしたい。

<柿内委員>

熊本市は中央を入れて東西南北の5区があるがほとんど全校区で高齢者への支援を行っている。私たちは「食」というものが対象なので依頼があれば活動を行っている。その中で、食をおいしくいただくために自分の歯で食べることが大事だということを呼びかけながら、そのためにはこういうことがあるということを話したりしている。寝る前に歯磨きやうがいをするとか食べた後に口の中に残さないとかそういったことを話をしている。できるだけ専門的なことを勉強し、いい方向に持っていけたらいいと思っている。

<宮本会長>

行政にお尋ねするが、胎児期及び妊娠期の親子母子健康手帳の交付時に喫煙者の指導や歯周疾 患予防、歯科保健指導等の充実と記載されているが、具体的に充実された内容について説明をお願 いしたい。

<事務局>

親子健康手帳の交付時に禁煙指導やタバコの副流煙の問題を、タバコをすう方に特に丁寧に、そうでない方には周りの煙が影響するということで説明をしている。

その他何か質問等は無いか。

<西委員>

事務局の説明の中で、歯たちの健診の実施場所の違いによって歯肉に炎症所見を有するものの数が極端に違っていたという話だったがどういうことか。

<事務局>

平成 22 年度、平成 24 年度でかなり違っているが、平成 22 年度は医療系の大学だったので意識が高かったのではないかと思われる。平成 24 年度に実施した大学については、学生の衛生管理をする部署に健診結果を報告して、取り組みを進めていただくように伝えている。

<宮本会長>

毎年対象の場所は変わるのか。

<事務局>

毎年出来るだけ変えている。学園祭を利用して健診等を実施しており、大学側の都合もあるが、行政 としてもいろいろな大学で実施したいと考え大学側と調整している。

<宮本会長>

一般系と医療系は多少差が出る可能性があるのか。

<事務局>

まだそこまでのデータは持ち合わせていないので一概には言えないが、考えられるとは思う。

<宮本会長>

健診母体の数は毎年変わらないのか。

<事務局>

ばらつきがある。学生の数が多い大学は歯たちの健診の参加者数も多くなっている。

<逢坂委員>

行政にお尋ねしたいが、3歳児健診の実施年齢が3歳1か月、平成24年度からは、3歳6か月となっているが、全国的には3歳児と3歳6か月児健診どちらが多い傾向となっているのか。また、むし歯の保有率が平成24年度は低くなっているがその関係を知りたい。

<事務局>

健診の時期は平成24年度からは、3歳6か月健診になった。中核市や政令市では概ね半数程度が 3歳6か月の時期で実施している。

次に「議題3のフッ化物洗口普及モデル事業について」及び「議題4 障がい児(者)への歯科口腔保健等の取り組み状況について」事務局より説明をお願いしたい。

<事務局>

議題3、議題4 資料説明

<宮本会長>

議題3、議題4についてご意見やご質問等はないか。

< 土屋委員>

フッ化物洗口の件だが 24 年度の小学校長会あるいは養護教諭への説明会が実施されているが、今年度、実施予定はないのか。されないとしたら何か理由があるのか。

<事務局>

今年度も8月23日に養護教諭の先生方の全体研修会があった。その研修会終了後に小学校校長55名も参加いただき、歯科医師会前会長の清村先生からフッ化物洗口のことについて1時間の枠をいただき説明等を行った。

<宮本会長>

私も同席したが具体的にフッ化物の安全性と効果、モデル校の実施状況や今の進捗状況等のご説明いただいた。

<渡辺会長>

フッ化物洗口のモデル校での実施は、3か年という縛りがあると思うが、平成24年度から北区の山本小学校、平成25年度から東区の西原小学校、中央区の白山小学校の3つの学校をモデル校とし実施しているが、南区と西区に関してはモデル校の実施がないが、これについては特別な理由があるのか。

<事務局>

このモデル事業は各区1校程度ということを目標に掲げて、学校サイドにアプローチをかけているが、 今おっしゃったように南区と西区においてはなかなか手が挙がらないという状況である。区役所の取り組 み状況もご報告させていただきたいと思う。

<事務局(南区)>

昨年度は4校に対して説明を行っている。平成25年度は杉上小学校の校長先生に説明を行った。9 月に入ったら飽田東小学校の小学校保健委員会の方で説明する予定である。モデル校が実施されない理由として、お願いしているが実施するという状況まで至っていないというのが現状である。

<事務局(西区)>

西区には16の小学校があり、昨年度については西区の小学校11校を候補としてフッ化物洗口モデル事業について説明をさせていただいた。その中で4校においては、教職員を対象にフッ化物の効果と安全性について理解を深めていただき、モデル事業について検討をしていただいた。なお、1校は教職員の異動等があったものの、引き続きご検討していただいているが、他の3校については、いじめや不登校対策、複式学級の授業の準備など、小学校としてするべき事が優先となっており、教職員も新しい事業を実施できる余裕がないとの回答があっている。また、その他の小学校についても訪問した際に学校現場では実施する時間がとれない、保護者の希望の有無がわかれると煩雑。PTA協議会などでフッ化物洗口の説明を行い、PTA事業としてフッ化物洗口を行うのであれば学校は喜んで場を提供する、などのご意見をいただいた。今年度は、西区役所保健子ども課においてフッ化物洗口モデル事業を課の重点事業として掲げており、校区単位の健康づくり事業とタイアップして地域の夏祭などでフッ化物洗口体験コーナーを実施するなど地域の8020推進員の方々や学校歯科医のご協力をいただきながら、小学校をはじめ、地域住民への積極的な説明を行い、理解を得られるよう取り組んでいる。

<渡辺委員>

先程話があったように、説明はしているものの実施に向けての充分な理解が得られていないということでよろしいか。先週養護教諭の先生方と学校の校長先生方に説明会を行った。特別にネガティブな意見はなかったのでおそらく今後フッ化物洗口に関しての意向をお聞きいただき、さらには洗口実施という形へ進めていただけるものと思っている。熊本県が歯科保健推進条例を数年前に策定し、フッ化物洗口を推進していくということを掲げてあるので、熊本市として数年前より学校におけるフッ化物洗口事業を進めてきた。熊本県は、今年度からフッ化物洗口モデル事業を始めるということでかなり力を入れてきているが、県の歯科医師会の方から聞いたところによると9月から47校のモデル校で実施するということである。先に走り出したものの追い越されてしまって、県下で熊本市が置き去りになるという事態に至らないようにしないといけない。なお、残念ながら政令指定都市になったために県の施策の中に熊本市がはずれるということになっている。熊本市は自分でやらないといけなくなった。是非皆様の力で前に進めていただきたい。

<西委員>

支援学校にはアプローチされたのか。学校全体では了承を得られなくても5、6人の障がいの方がいらっしゃる支援学級で、その保護者の了承が得られればそこから始められるんじゃないだろうか。特に障がいのある子たちは、むし歯になってからわかるということが多いので、そういった小さいところから始めていただくようなアプローチの仕方を考えていただきたいと思った。

<事務局>

市立の小学校ということで対象にしている。支援学級のお子さんも当然対象ということになる。

<西委員>

学校全体ではしませんという学校があるが、そうではなくてもっと小さいところから始められたらいいのではないか。そうするとこの学級でむし歯が減ったということであればそこの中から少しずつ広がっていくのではないかと思っている。

<事務局>

今、西委員の話を聞いて、ひとつのやり方としてあるのかなという気がした。このモデル事業の中でも例えば西原小学校については新一年生から実施している。しかし、最低限学年単位でないといけないかと考えている。いずれにしても学校そのものの中で子どもたちの健康管理の一環という位置づけるべきと考えている。特定の方のみを対象にこれを学校の中でやるというのは難しいかと思う。

<宮本会長>

3校モデル校があるということだが、学校の規模ややり方がそれぞれあると思う。聞くところによるとそんなに教職員の負担は大きくないということだが、どのような手段でされているのか行政の方に説明していただきたい。

<事務局>

流れを説明させていただくと、フッ化物洗口は薬を洗口液にしなくてはいけない。洗口液は管轄の区役所の保健子ども課で作成し、それを小学校に持っていく。実施方法は、各クラス単位、集団、高学年、低学年と分けているところと様々だが、区役所から持って行った洗口液を児童自身のコップに10ccに分けて配り、1分間うがいをする。うがい終了後は、自分のコップに吐き出す。また、洗口場が少ない学校ではバケツを用意し、うがい後の洗口液をバケツに返す。バケツの中の洗口液は、廃棄している。残った洗口液などは全部区役所へ持って帰るというやり方を行っている。実際の1分間のうがいは、CDの音楽を聞きながらうがいをさせている。うがいといっても簡単なようで難しい。事前に区役所の保健子ども課の歯科衛生士が出向いてぶくぶくうがいの練習や、歯磨きの重要性について説明さ行い、学校歯科医の先生方の協力のもと洗口を開始している。フッ化物洗口で教職員の先生方に洗口開始時の挨拶や号令などはお願いしているが、洗口液作成、洗口液配布、洗口液の廃棄等は区役所歯科衛生士、8020推進員さんで実施している。

< 土屋委員>

県では47校というたくさんの学校が取り組んでいるのに、熊本市の場合は実施できない状況というのは何が一番ネックになっているのか。

<事務局>

フッ化物洗口に対する効果とか安全性等について疑問があるというようなことを学校からお聞きしたこともあるし、そもそもそういったことを学校でやるのかといったご意見もあるということも聞いている。そういったことをご理解いただくためにこのモデル事業の中で説明などを積極的にやっている。これまでも2回学校に対して取り組み意向を照会をさせていただいて、先程実績で申し上げたように各校に対し行政だけでなく歯科医師会のご協力をいただきながら専門的な立場を踏まえた説明会を開催させていただいている。この秋には再度意向調査をかけさせていただき、ご理解を深めていただければと思っている。

<徳山委員>

白山小学校でPTAの副会長をさせていただいているが、昨年度の秋から歯科医師会の方や行政の 方からご足労いただき説明会も何度も開いていただいた。教職員に説明を行った後、PTAの役員に説 明があった。まずそこで意志の統一ができないと保護者におろせないだろうということで役員への説明を 二度ほどしていただいた。そのあと全保護者へ呼びかけて説明会をした。その後、PTA総会の場で説明会を開催し、去年の秋から半年以上かかり今年の7月にやっと第1回目の洗口を開催することができた。ここまで時間がかかったのが保護者の中の全員が賛成ではなかったためである。白山小学校は児童数が610だが家庭数は500程。学校サイドとしては反対する保護者がいる以上はどうするべきかと懸念された。アンケートを取っていただき、希望する子ども、希望しない子どもときちんと把握された上で、希望する子どもを対象に開始した。年度が替わって保護者や先生方が入れ代わり、進んでいた話が後退したりした。個人的には大賛成で洗口を実施しているが、話を進めるのにこれだけの時間がかかったというのが現状である。

<宮本会長>

ネットなどを見ていただくとフッ素に関するバッシングが多い。一部のところを取り上げてかなりバッシングがされている。

<渡辺委員>

ここにいらっしゃる方には説明が必要ないかもしれないが、ネット上にあがっている文書を読むと、フッ素は体に悪いとか急性毒性があるなどと書いてある。単体のフッ素という話になると勘違いが多くなるが例えばナトリウムと塩素はどちらもすごい劇薬だがくっついたら塩化ナトリウムで食卓塩になる。それぞれをバラバラに話をするというケースがネット上では多い。フッ素に関してはフッ化ナトリウムというものを洗口では使う。洗口では500ppm 程度の水溶液を使う。これではアレルギーがあるのではないかと言われる方もいるが、皆さんが毎日使っていらっしゃる歯磨き粉の中には950ppm 程度のフッ化ナトリウムが市販の90%以上のものに入っている。それでアレルギーが起こったとか問題が起こったということはないのでそれに関してはあまりご心配はいらないと思う。

これに関しては前年度の会議において了解がとれているものということでこれから以降の話を進めていきたいと思う。ご質問がある場合は歯科医師会の方に尋ねていただきたい。

<宮本会長>

熊本県は蒲島知事の歯科を日本一にするという宣言がありそれなりの予算もついていると聞いている。 先程あったように熊本市は政令指定都市になったが為に取り残されることのないように歯科医師会としても頑張りたいと思う。

<古川委員>

昨年からこの協議会に入っているが平成24年度にアンケートをとった。実施状況というのは冊子に載っているが56%が実施している。実施していないと回答された中でなぜ実施していないのかという質問をさせていただいているが、その中で大きくいうとフッ素というものに対する危険だという理解と、業務が忙しい中でやっていくというマンパワーの問題の2つがある。渡辺先生に研修をしていただき啓発活動をやっているが、6割の園の園児たちがやっていてその子たちが小学校になったときに経験している子が多いと推測出来る。後は実施している子どもたちの保護者も、小学校にもおられるのでどんどん増やしていく必要性と、マンパワーという意味では8020推進員の皆さんが学校の方へ支援していく方向性があるということなのとてもいい状況なのではないかと思う。

古川委員説明のとおり保育園幼稚園の段階では進めてきたことが、小学校にあがるとなくなるということについては大きな壁がある。そういったデータもどんどんあげていただき、また保護者の方からも要望などもあげていただくと進められるということもあるのでご協力をお願いしたい。フッ素に関して質問がなければ、障がい児に関して行政にお尋ねする。昨年、歯科医療従事者に対する研修会が開催されているが今年度の開催予定や内容等について確認等をしたいと思う。

<事務局>

昨年度の実施状況については資料4に記載している。2月に「子どもの特性に応じた歯科診療へのアドバイス」で講師として市の子ども発達支援センター所長に来ていただき講演会を開催した。もう一つは「障がい者等への歯科診療について」のテーマで県の口腔センター長にお見えいただき研修会を開催させていただいた。今年度においてもテーマについては関係者の皆様方と相談をしながら選定したい。前回は急遽企画したということで少し参加の数が少なかったが今年度は時間的に余裕を見ながら、より多くの先生方にご参加をいただけるような研修の機会を設けたい。時期についてもご相談したいと思う。

<宮本会長>

次に議題5 熊本市歯科保健推進協議会における検討委員会の設置について事務局の方から説明 をお願いしたい。

<事務局>

議題5 資料説明

<宮本会長>

事務局から検討委員会の設置案について説明があったが構成員については会長が指名することとなっているので2つの検討事項について特に関連が深い団体等の委員の皆様を私の方で選任させていただき、名簿を準備させていただいた。この検討委員会の設置について委員の皆様からご意見ご質問等はないか。特に何も無ければ、設置案の通り委員会を設置することとする。本日の審議事項については終了とする。